

専決処分の報告について

施設の管理<sup>かし</sup>瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、  
地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年2月24日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

施設の管理<sup>かし</sup>瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

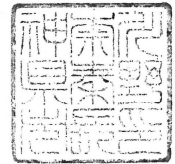
283,910円

2 賠償の相手方



令和4年2月2日

秦野市長 高橋 昌和



事故の概要

(1) 発生日時

令和3年10月1日午後2時頃

(2) 発生場所

秦野市堀山下380番地の2（秦野市立桜土手古墳公園駐車場）

(3) 事故の状況

桜土手古墳公園駐車場南側において、強風によりケヤキの木の枝が腐朽していた箇所から折れて落下したため、駐車してあった<sup>■</sup>さん所有の普通自動車に接触し、その一部を損傷させた。

(4) 本市の責任原因

施設の管理<sup>かし</sup>瑕疵

(5) 本市の責任割合

100パーセント